

## 〔論 説〕

日本語の「罰金」と中国語の「罰款」の  
訳についての考察

—日中台の刑事法基礎理論の視点から—

高 橋 孝 治

- I 問題の所在
- II 日本, 中国, 台湾の刑罰および行政罰
  - 1 日本の刑罰および行政罰
  - 2 中国の刑罰および行政罰
  - 3 台湾の刑罰および行政罰
- III 「罰金」, 「過料」と「[罰金]」, 「[罰款]」に関する考察
  - 1 日中台の刑罰の定義を総括して
  - 2 中国における犯罪と刑罰の概念から—「グラデーシヨンの法文化」の視点
- IV 結びにかえて

## I 問題の所在

中国語には、「[罰款]」という語がある（〔 〕内は、「中国語」としての語であることを示す。以下同じ）。一般的に「[罰款]」の訳語には、日本語の「罰金」という語が充てられている<sup>1)</sup>。この訳し方は中国（正式名称「中華人民共和国」）でも台湾（正

<sup>1)</sup> [罰款]の日本語に対応する言葉は、辞書によれば以下のように解説される。「① [動] 罰金などを課す。② [名] (量詞: [筆]) 罰金, 課金; (口語で) 賠償金, 違約金」(相原茂ほか(主編)『東方中国語辞典』(東方書店, 2004年) 359頁の「[罰款]」の項目), 「[名] (量詞: [筆]) ①罰金。②違約金」(松岡榮志ほか(編)『超級クラウン中日辞典』(三省堂, 2008年) 288頁の「[罰款]」の項目), 「[動] ①罰金を課す。②違約金を取る。[名] ①罰金。②違約金」(相原茂(編).『講談社中日辞典』(講談社, 第2版, 2002年) 444頁の「[罰款]」の項目)。一方で, [罰款]は「①〈法〉科料を取る。②(取引上の)違約金を取る。③〈法〉科料。④(取引上の)違約金」であり, [罰金]こそが日本語での「①罰金。②罰金を徴収する」にあたるとする解説

式名称「中華民国」)でも変わるところはない<sup>2)</sup>。ところで、日本における「罰金」とは、「刑罰のうち、1万円以上の財産刑(財産を奪う刑罰)」をいう。刑罰である以上、罰金は当然に犯罪者に対して科されるものである。ところが中国の法律には、「人民元を偽造または変造、偽造または変造した人民元を販売もしくは偽造または変造した人民元と知りながら運用して犯罪を構成する場合は法により刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合は、公安機関は15日以下の拘留および1万元以下の〔罰款〕を科す」(中国人民銀行法(1995年3月18日公布・施行)第42条)、「企業法人が以下の一つに該当する場合、法人が負担する責任以外にも、法定代表者に対し、行政処分、〔罰款〕を科し、犯罪を構成する場合は刑事責任を追及する」(中国民法通則(1986年4月12日公布。1987年1月1日施行。2009年8月27日改正・改正法施行)第49条)、「事業場が労働行政部門、関連部門およびその職員の監督検査権の行使を無理に妨害し、職員に報復をした場合は、労働行政部門もしくは関連部門により〔罰款〕に処すものとする。犯罪を構成する場合は、責任者に対して刑事責任を追及する」(中国労働法(1994年7月5日公布。1995年1月1日施行。2009年8月27日改正・改正法施行)第101条)といった条文がある。ここでは「犯罪を構成しない場合は、〔罰款〕を科す」、「〔罰款〕を科し、犯罪を構成する場合には刑事責任を追及する」となっており、中国では「〔罰款〕は犯罪ではない場合に科される国家強制」(日本でいう秩序罰など。この意味はII 1. で確認する)なのではないかという疑問が生じる。

同時に、一般には訳語であるとされている「罰金」と「〔罰款〕」は実は異なるものなのではないかという疑問も噴出する。また、台湾には「犯罪を構成しない場合に、〔罰款〕を科す」という条文は見受けられない。ここから台湾の「〔罰款〕」も中国の〔罰款〕とは異なるのではないかなんかと思えることができる。

本稿は、上記の問題意識から、日中台の「罰金」および「〔罰款〕」の意味を再確認し、「〔罰款〕」の訳語は「罰金」でよいのかを再検証するものである。英語

---

もある(商務印書館=小学館(共同編集)『中日辞典』(小学館商務印書館, 第2版, 2003年) 402頁の「〔罰款〕」および「〔罰金〕」の項目)。

<sup>2)</sup> 例えば、台湾で刊行されている辞書でも、〔罰款〕を「〔名〕罰金。〔動〕罰金する」(許秀芬(編).『常用中日辞典』(台湾・南方書店, 1998年) 56頁の「〔罰款〕」の項目)、「〔動〕罰金を科する。〔名〕(量詞:〔筆〕)罰金」(杉本達夫ほか(編)『毎日精選中日辞典』(台湾・大新書局, 2000年) 144頁の「〔罰款〕」の項目)としており、中国で刊行されている辞書とは大きな違いはないと言える。

に関してであるが、法律用語の翻訳および通訳に関し以下のような指摘がある。

「法律に関する言葉は、用語そのものだけでなく正確な意味を熟知しておく必要があります。類義語との区別もできなければなりません」、「例えば、『殺人』にも英語では四種類の言い方があり、それぞれの単語には微妙な違いがあります<sup>3)</sup>。これは中国語に関しても同じことが言える。そのため、法学という専門的知見から訳語を検証し直すという作業には非常に意義があると考えます。また、中国語と関わる法律実務家のために日本語と中国語の法律用語の訳し方の情報を提供するという側面もある。

## II 日本、中国、台湾の刑罰および行政罰

ここでは日中台それぞれの刑罰——特に罰金および〔罰款〕——の定義を明らかにしておく。また、後の論述のために、ここではそれぞれの行政罰の定義についても明らかにしておく。

### 1 日本の刑罰および行政罰

日本において刑罰とは、「犯罪を行った者に科せられる制裁」と定義づけられている<sup>4)</sup>。そのほかにも、「過去に行われた犯罪行為に対する反作用として、行為者に科せられる害悪・苦痛を内容とするもの<sup>5)</sup>」、「責任非難の一つの表現形式であって、一定の法益の剥奪を内容とする<sup>6)</sup>」、「国家が犯罪に対する法効果として私人に科すところの法益の剥奪である<sup>7)</sup>」、「犯罪を理由に国家により科せられる一定の法益の剥奪<sup>8)</sup>」、「犯罪を行ったがゆえに、そして、犯罪を行わせないために罰する<sup>9)</sup>」などと定義づける論者もいる。さらに詳細に、刑罰とは「形式的観点

<sup>3)</sup> 松村弘＝梶谷百合子『法廷通訳—司法に関する通訳の展望—』（国際通訳合資会社、2003年）75頁。

<sup>4)</sup> 法律用語研究会（編集執筆）『有斐閣 法律用語辞典』（有斐閣、第3版、2006年）、333頁の「刑」の項目および351頁の「刑罰」の項目。山口厚『刑法』（有斐閣、第2版、2011年）4頁。

<sup>5)</sup> 曾根威彦『刑法総論』（弘文堂、第3版、2000年）9頁。

<sup>6)</sup> 野村稔『刑法総論』（成文堂、1990年）459頁。

<sup>7)</sup> 西原春夫『刑法総論』（成文堂、1977年）433頁。

<sup>8)</sup> 木田裕三＝平田紳『刑事政策概論』（成文堂、第4版、2008年）105頁。

<sup>9)</sup> 大谷實『新版 刑事政策講義』（弘文堂、2009年）105頁。

からすれば、犯罪に対する法効果として、国家によって犯人に科せられる一定の法益の剥奪である。その実質的意義をめぐっては、絶対主義、相対主義、併合主義および分配主義が対立しているが、併合主義にしたがって、刑罰は犯罪に対する国家的・道義的応報であるとともに、一般予防および特別予防を目的とするもの<sup>10)</sup>と定義づける論者もいる。

また、これらのような「刑罰とは何か」という抽象的な定義を置かずに、「刑罰とは、刑法9条以下に定められた死刑、無期懲役、有期懲役、無期禁錮、有期禁錮、罰金、拘留、科料並びに付加刑としての没収の9種類である」と具体的な刑罰の種類を挙げて説明する論者もいる<sup>11)</sup>。ここで述べられている9種類の刑罰の定義は、具体的には以下の通りである。

死刑とは、受刑者の生命を剥奪する刑罰であり<sup>12)</sup>、監獄内で絞首を行うことをいう（日本刑法（1907年（明治40年）4月24日公布。1908年（明治41年）10月1日施行。2013年（平成25年）6月19日最終改正，2016年（平成28年）6月1日改正法施行）第11条）<sup>13)</sup>。懲役とは、監獄内に拘置される刑罰のうち、刑務作業が課せられないものをいう（日本刑法第12条）<sup>14)</sup>。懲役は、無期懲役と有期懲役に分けられ、無期懲役は基本的に終身の懲役を意味するが、10年を経過すれば仮出獄が許されるため（日本刑法第28条）、絶対的な終身拘束ではない<sup>15)</sup>。有期懲役は、1ヶ月以上20年以下の期間で行われる懲役である（日本刑法第12条）。しかし、刑の加重軽減がなされれば、有期懲役は上限を30年、下限を1ヶ月未満とすることもできる（日本刑法第14条）。

禁錮とは、監獄内に拘置される刑罰のうち、刑務作業が課せられないものをいう（日本刑法第13条）<sup>16)</sup>。禁錮は、無期禁錮と有期禁錮に分けられ、無期禁錮、有期禁錮の期間、刑の加重軽減による上限および下限の変更は懲役と同じである<sup>17)</sup>。

罰金とは、財産権を剥奪する刑罰のうち、1万円以上のものをいう（日本刑法第15条）。これに対し、科料は財産権を剥奪する刑罰のうち、千円以上1万円未

<sup>10)</sup> 大塚仁『刑法概説（総論）』（有斐閣，1986年）449頁。

<sup>11)</sup> 前田雅英『刑法総論講義』（東京大学出版会，第5版，2011年）2頁。

<sup>12)</sup> 曾根・前掲注5) 319頁。大塚・前掲注10) 454頁。

<sup>13)</sup> 野村・前掲注6) 465頁。

<sup>14)</sup> 大塚・前掲注10) 459頁。

<sup>15)</sup> 曾根・前掲注5) 320頁。

<sup>16)</sup> 西原・前掲注7) 460頁。曾根・前掲注5) 321頁。

<sup>17)</sup> 大塚・前掲注10) 460頁。

満のものをいう（日本刑法第17条）。拘留とは、拘留場に1日以上30日未満の期間拘留される刑罰をいう（日本刑法第16条）。懲役や禁錮との差異は、その期間であるとされている<sup>18)</sup>。没収とは、犯罪行為に関連した物の所有権を剥奪し、国家に帰属させる処分である（日本刑法第19条）<sup>19)</sup>。没収は付加刑であるため、主刑を言い渡す際に、これに付加してのみ科すことができる<sup>20)</sup>。

日本における刑罰は以上の通りだが、本章序文で述べた通り、後の論述のために行政罰についても触れておく。行政罰とは、行政上の義務違反に対して一般統治権に基づいて科される制裁である<sup>21)</sup>。

行政罰は、行政刑罰と秩序罰に分けられ、行政刑罰はこれまで説明してきた刑法上の刑罰を行政法をもって科すものである<sup>22)</sup>。これに対し秩序罰とは、「行政上の義務違反ではあるが、直接的には社会的法益を侵害し民衆の生活に悪影響をもたらさない、軽微な形式的違反行為に対して科される過料という制裁をいう」とされている<sup>23)</sup>。また、秩序罰を「違法行為に対し、刑法上の刑罰ではなく、過料という制裁を科すもの」<sup>24)</sup>、「行政上の秩序の維持のために制裁として金銭的負担を課すもの」<sup>25)</sup>と定義づける論者もいる。秩序罰は、刑罰ではなく軽微な違反行為に対する制裁であるため<sup>26)</sup>、刑法理論の適用を受けることはない<sup>27)</sup>。つまり、過料を取られる行為（秩序罰を科せられる行為）は犯罪ではない<sup>28)</sup>。過料の具体例は、住民基本台帳法（1967年（昭和42年）7月25日公布。同年11月10日施行。2016年3月31日最終改正、同年4月1日改正法施行）第51条第2項の届出義務違反や、道路交通法（1960年（昭和35年）6月25日公布。2015年（平成27年）9月30日最終改正、2016年（平成28年）3月29日改正法施行）第51条の4の放置違反金などである<sup>29)</sup>。

18) 野村・前掲注6) 467頁。

19) 西原・前掲注7) 470頁。野村・前掲注6) 468頁。

20) 西原・前掲注7) 470頁。大塚・前掲注10) 463頁。

21) 塩野宏『行政法（I）行政法総論』（有斐閣，第5版，2009）247頁。宇賀克也『行政法概説（I）行政法総論』（有斐閣，第5版，2013年）240頁。

22) 原田尚彦『行政法要論』（学陽書房，全訂第5版，2004年）224頁。宇賀・前掲注21) 240頁。

23) 原田・前掲注22) 226頁。

24) 塩野・前掲注21) 247頁。

25) 宇賀・前掲注21) 246頁。

26) 塩野・前掲注21) 250頁。原田・前掲注22) 226頁。

27) 田中二郎『行政法大意』（勁草書房，1950年）108頁。原田・前掲注22) 226頁。

28) 宇賀・前掲注21) 249頁。

29) 塩野・前掲注21) 250頁。

## 2 中国の刑罰および行政罰

中国において刑罰とは、刑法に規定され、国家の司法機関が法により犯罪分子に対して適用する権益の剥奪もしくは制限のうち最も厳しいもので法律による強制的な制裁方法とされる<sup>30)</sup>。この見解は中国では多くの刑法学者に支持されていると言える。もちろん、これ以外にも「刑罰とは、国家が刑法によって制定し、裁判所（[法院]）が法により犯罪者に適用して犯罪者の一定の権利を剥奪もしくは制限する強制措置」とする論者や<sup>31)</sup>、「国家が犯罪行為の発生に対する応報もしくは予防のため、法律により犯罪行為に対して確立した苦痛を伴うことを基礎とする制裁措置」<sup>32)</sup>と定義づける論者もいる。しかし、これら「剥奪もしくは制限のうち最も厳しいもの」という表現を用いない定義づけを行っている論者も、中国では共通して刑罰の性質として、「国家の制裁のうち、刑罰は最も厳しい制裁である」と述べている<sup>33)</sup>。また、中国における具体的な刑罰の内容は以下の通りである。

中国における刑罰は、主刑と従刑に分けられる（中国刑法（中華人民共和国刑法。1979年7月1日公布。1997年3月14日全面改正。2015年8月29日最終改正，同年11月1日改正法施行）第32条）。主刑には〔管制〕，〔拘役〕，有期懲役（〔有期徒刑〕），無期懲役（〔無期徒刑〕），死刑があり，従刑には〔罰金〕，政治的権利の剥奪，財産の没収がある（中国刑法第33条～第34条）。

〔管制〕とは、裁判所（〔人民法院〕）の判決により、犯罪者を拘束せずに公安機関などが監督をする形で3ヶ月以上2年以内の期間で一定の自由を制限する自由刑である（中国刑法第38条～第41条）<sup>34)</sup>。この点から、〔管制〕は日本の保護観察制度に相当すると言える。

〔拘役〕とは、公安機関により執行される犯罪者に対する1ヶ月以上6ヶ月以下という短期間犯罪者の自由を奪う刑罰である（中国刑法第42条～第44条）<sup>35)</sup>。

<sup>30)</sup> 賈宇（主編）『刑法学』（中国・中国政法大学出版社，2009年）193頁。高銘暄＝馬克昌（主編）『刑法学』（中国・北京大学出版社，第5版，2011年）216頁。陳忠林（主編）『刑法総論』（中国・高等教育出版社，第2版，2012年）263頁。

<sup>31)</sup> 曲新久（主編）『刑法学』（中国・中国政法大学出版社，第4版，2011年）200頁。謝望原（主編）『刑法学』（中国・北京大学出版社，第2版，2012年）199頁。

<sup>32)</sup> 劉艷紅（主編）『刑法学（上）』（中国・北京大学出版社，第2版，2016年）334頁。

<sup>33)</sup> 曲・前掲注31）202頁。謝・前掲注31）199頁。劉・前掲注32）334頁。

<sup>34)</sup> 賈・前掲注30）203頁。劉・前掲注32）362頁。

<sup>35)</sup> 王作富『刑法』（中国・中国人民大学出版社，第5版，2011年）177頁。曲・前掲注31）211頁。

また、数罪を併科される場合であっても、〔拘役〕は1年を超えることはできない（中国刑法第69条）。

有期懲役（〔有期徒刑〕）とは、一定期間の範囲内で犯罪者の人身の自由を奪い、併せて強制労働を行わせる刑罰である（中国刑法第46条）<sup>36)</sup>。有期懲役（〔有期徒刑〕）は、原則として6ヶ月以上15年以下の期間内で行われるが（中国刑法45条）、複数の罪により併科される場合や執行猶予付き死刑の執行猶予期間中に減刑された場合や、無期懲役（〔無期徒刑〕）に処せられている間に改悔し功績があつて減刑が決定された場合は、20年以下の期間とすることもできる（中国刑法第45条、第50条、第69条）<sup>37)</sup>。

無期懲役（〔無期徒刑〕）とは、犯罪者の人身の自由を終身に亘り奪い、併せて強制労働を行わせる刑罰である（中国刑法第46条）<sup>38)</sup>。死刑とは、犯罪者の生命を奪う刑罰である<sup>39)</sup>。〔罰金〕とは、人民法院が犯罪者に対して、国家に対して一定の金銭を納付することをもって処罰とする刑罰である（中国刑法第52条）<sup>40)</sup>。

政治的権利の剥奪とは、①選挙権および被選挙権、②言論、出版、集会、結社、旅行、デモ活動の自由、③国家機関の職務を担当する権利、④国有企業、企業、事業体および人民団体を指導する職務を担当する権利を剥奪することをいう（中国刑法第54条）<sup>41)</sup>。権利を剥奪される期間は、単独で政治的権利が剥奪される場合もしくは〔拘役〕や有期懲役（〔有期徒刑〕）の付加刑として行われる場合は、1年以上5年以下、死刑または無期懲役（〔無期徒刑〕）に処せられた場合は、無期の政治的権利の剥奪がなされ、執行猶予付き死刑または無期懲役（〔無期徒刑〕）が減刑されて有期懲役（〔有期徒刑〕）となった場合は、政治的権利の剥奪も3年以上10年以下に減刑される（中国刑法第55条、第57条）<sup>42)</sup>。財産の没収とは、犯罪者の個人財産の一部または全部を没収することをいう（中国刑法第59条）。

中国刑法には〔罰款〕という文言は一切出てこず、一貫して〔罰金〕という語が用いられている。さらに、中国では「違法行為をした者には全て法律による制

<sup>36)</sup> 張明楷『刑法学』（中国・法律出版社、第4版、2011年）472頁。賈・前掲注30）204頁。

<sup>37)</sup> 賈・前掲注30）204-205頁。張・前掲注36）473頁。

<sup>38)</sup> 高＝馬・前掲注30）235頁。張・前掲注36）474頁。

<sup>39)</sup> 于志剛『刑法学総論』（中国・中国法制出版社、2010年）348頁。賈・前掲注30）205頁。

<sup>40)</sup> 楊春洗ほか『中国刑法論』（中国・北京大学出版社、第5版、2011年）150頁。高＝馬・前掲注30）240頁。

<sup>41)</sup> 賈・前掲注30）211頁。楊ほか・前掲注40）152-153頁。

<sup>42)</sup> 高＝馬・前掲注30）244頁。于・前掲注39）362頁。

裁が科され、ある国家の法律による制裁体系には多くの制裁方法や構成がある。刑罰による処罰の他にも警告、記録、降級、〔撤職〕、〔留用察看〕、〔罰款〕、行政拘留、労働教養などの民事制裁、行政制裁、経済制裁など」があるとされ、ここで〔罰款〕が出てくる<sup>43)</sup>。つまり、「刑罰による処罰の他にも……〔罰款〕がある」としている点から、中国における刑罰としての金銭の没収は〔罰金〕であり、刑罰でない場合の金銭没収は〔罰款〕ということになる。

ここからは、中国の行政罰である〔行政処罰〕について述べる。行政に関する法規の範囲内で、行政管理の秩序を守るために、行政に関する法規に違反して犯罪を構成する場合は、司法機関が刑事責任を迫及するが、犯罪を構成しない場合に行政機関が行う制裁を〔行政処罰〕と言う<sup>44)</sup>。また、異なる定義を挙げる論者は、「〔行政処罰〕とは、行政に関する法規に違反した当事者に対する懲戒および制裁であり、〔行政処罰〕により、違法行為をした者の一定の権利や利益を剥奪もしくは制限するもの」とか<sup>45)</sup>、「行政機関および行政管理の職権を授けられた組織が行政に関する法規に違反した者に対して行う行政上の懲戒行為である」<sup>46)</sup>と述べている。〔行政処罰〕には、以下の通り警告、〔罰款〕、違法所得および非法財物の没収、生産および業務停止命令、許可証の停止および取消、行政拘留の6種類がある（中国行政処罰法（1996年3月17日公布。2009年8月27日改正・施行）第8条）<sup>47)</sup>。

警告とは、行政主体が軽微な違法行為者に対して行う譴責および訓戒である。〔罰款〕とは、行政機関が違法行為者に対して行う一定額の金銭交付義務を科す処罰である。〔罰款〕については、行政機関が実施する行政制裁の手段であり、刑事制裁としての〔罰金〕とはその性質が異なるとも言われる<sup>48)</sup>。没収とは、違法所得もしくは違法財産を国有とする〔行政処罰〕である。生産および業務停止

<sup>43)</sup> 賈・前掲注30) 195頁。

<sup>44)</sup> 胡建森＝江利紅『行政法学』（中国・中国人民大学出版社，2009年）241頁。馬懷徳（主編）『行政法学』（中国・中国政法大学，2007年）200頁。徐繼敏（主編）『行政法学』（中国・四川大学出版社，第2版，2013年）109頁。江利紅『行政法学』（中国・中国政法大学出版社，2014年）253頁。張正釗＝胡錦光（主編）『行政法与行政訴訟法』（中国・中国人民大学出版社，第6版，2015年）141頁。

<sup>45)</sup> 関保英『行政法学』（中国・法律出版社，2013年）467頁。

<sup>46)</sup> 応松年（主編）『行政法与行政訴訟法』（中国・中国政法大学出版社，第2版，2011年）169頁。

<sup>47)</sup> 胡＝江・前掲注44) 244～246頁。関・前掲注45) 474-475頁。応・前掲注46) 172頁。

<sup>48)</sup> 関・前掲注45) 474頁。



命令とは、行政主体が違法に生産および経営活動に従事していた者に対して行う当該生産および業務活動を停止させる〔行政処罰〕である。許可証の停止および取消とは、行政機関が行政に関する法規に違反した者に対して行う、その者が従事している活動もしくは業務の許可もしくは資格証書をしばらく停止もしくは取り消し、当該従事している活動を行う権利を制限もしくは剥奪する処罰である。行政拘留とは、行政機関が行政管理秩序に違反した者に対して短期で行う、人身の自由を制限もしくは剥奪する処罰である。行政拘留は、15日を超えて行うことはできない<sup>49)</sup>。また、〔行政処罰〕で最も用いられるのは、〔罰款〕であり、裁量の幅も最も大きいとされている<sup>50)</sup>。

### 3 台湾の刑罰および行政罰

台湾において刑罰とは、「刑法に規定された犯罪行為の法律要件およびその法的効果」とか<sup>51)</sup>、「国家が法により行う処分、犯人の行為に対して行う処分、犯人の法益を剥奪する処分、犯罪の法的効果」とか<sup>52)</sup>、「国家が刑罰法規により、その犯罪行為に対して制裁の形式でその行為者に公法上の制裁を加えること」とか<sup>53)</sup>、「国家が犯罪行為に対して行う、刑罰法規を根拠とした犯人に対する制裁たる強制手段」<sup>54)</sup>とされている。また、犯罪は実質概念と形式概念に分けることができるとする論者もおり<sup>55)</sup>、実質概念としての刑罰は、「反社会行為に対して加えられる刑事制裁であり、保安処分、秩序罰、執行罰は広義の刑罰にも含まれない」とか<sup>56)</sup>、「犯罪に対する応報であり、苦痛や害悪をその内容とする」と言われ<sup>57)</sup>、形式概念としての刑罰は、「刑法に規定されている刑である」とか<sup>58)</sup>、「犯罪によって発生する法的効果であり、国家が犯罪者の法益を剥奪する

<sup>49)</sup> 胡＝江・前掲注44) 246頁。張＝胡・前掲注44) 141頁。

<sup>50)</sup> 楊建順（主編）『行政法総論』（中国・中国人民大学出版社、2011年）193頁。王周戸（主編）『行政法学』（中国・中国政法大学出版社、第2版、2015）239頁。江・前掲注44) 256頁。

<sup>51)</sup> 黄磊（編著）『刑法概論』（台湾・新保成出版、第2版、2012年）3-3頁。

<sup>52)</sup> 蔡墩銘『刑法精義』（台湾・翰蘆圖書出版、第2版、2005年）396-397頁。

<sup>53)</sup> 柯耀程『刑法總則』（台湾・三民書局、2014年）309頁。

<sup>54)</sup> 曾淑瑜（編著）『圖解知識六法—刑法總則編』（台湾・新學林、2012年）233頁。

<sup>55)</sup> 陳子平『刑法總論（下）』（台湾・元照出版有限公司、2006年）293頁。蔡墩銘『刑法總論』（台湾・三民書局、修訂10版、2013年）310頁。

<sup>56)</sup> 蔡・前掲注55) 309頁。

<sup>57)</sup> 陳・前掲注55) 293頁。

<sup>58)</sup> 蔡・前掲注55) 310頁。

ものである」<sup>59)</sup>と言われる。また、簡単に「犯罪を行った人民に対する制裁」とする論者もいる<sup>60)</sup>。

台湾における刑罰も主刑と従刑に分けることができる(台湾刑法(中華民國刑法。1935年1月1日公布。2016年6月22日最終改正,同年7月1日改正法施行)第32条)<sup>61)</sup>。台湾では、主刑には死刑,無期懲役(〔無期徒刑〕),有期懲役(〔有期徒刑〕),〔拘役〕および〔罰金〕があり(台湾刑法第33条),従刑に公民権剥奪(〔褫奪公權〕),没収,〔追徴,追繳或抵償〕がある(台湾刑法第34条)。

死刑とは,犯罪者の生命を剥奪する刑罰である<sup>62)</sup>。無期懲役(〔無期徒刑〕)とは,終身に亘り,犯罪者の人身の自由を剥奪する刑罰である<sup>63)</sup>。ただし,無期懲役(〔無期徒刑〕)であろうとも,25年懲役に服し,かつ改悛されたと考えられる者は,仮出獄をすることができる(台湾刑法第77条)。有期懲役(〔有期徒刑〕)とは,2ヶ月以上15年以下の期間で犯罪者を監獄に拘禁する刑罰である。ただし,刑罰に加減の必要があるときは2ヶ月未満もしくは20年までの有期懲役(〔有期徒刑〕)を行うことができる(台湾刑法第33条第3号)。<sup>64)</sup>〔拘役〕とは,犯罪者を短期間監獄に拘禁する刑罰であり,1日以上60日未満の期間行うものとする。ただし,刑罰に加減の必要があるときは,120日まで〔拘役〕を行うことができる(台湾刑法第33条第4号)。<sup>65)</sup>〔罰金〕とは,犯罪者に一定額の金銭を納付させる刑罰であり<sup>64)</sup>,その金額は1000ニュー台湾ドル以上である(台湾刑法第33条第5号)。

公民権剥奪(〔褫奪公權〕)とは,公務員になる資格もしくは選挙の立候補者となる資格を剥奪する刑罰である(台湾刑法第36条)。死刑もしくは無期懲役(〔無期徒刑〕)に処せられた者は,無期の公民権剥奪(〔褫奪公權〕)となり,1年以上の有期懲役(〔有期徒刑〕)に処せられた者に,当該犯罪の性質に応じて1年以上10年以下の有期の公民権剥奪(〔褫奪公權〕)がある(台湾刑法第37条)<sup>65)</sup>。没収とは,所持が禁止されている物や犯罪と関連した物の支配,使用および収益を得る権利を国家が剥奪する刑罰である(台湾刑法第38条)。<sup>66)</sup>〔追徴,追繳或抵償〕とは,

<sup>59)</sup> 陳・前掲注55) 293頁。

<sup>60)</sup> 蔡・前掲注55) 309頁。

<sup>61)</sup> 黄翰義『刑法總則新論』(台湾・元照出版,2010年)515頁。

<sup>62)</sup> 林山田=許澤天『刑總要論』(台湾・元照出版,2006年)364頁。柯・前掲注53)326頁。黄・前掲注61)515頁。

<sup>63)</sup> 林書楷『刑法總則』(台湾・五南圖書出版,修訂第2版,2014年)13頁。

<sup>64)</sup> 柯・前掲注53)328頁。林=許・前掲注62)367頁。林・前掲注63)14頁。

<sup>65)</sup> 余振華『刑法總論』(台湾・三民書局,修訂2版,2013年)513頁。黄・前掲注61)522頁。

裁判当時に没収しなければならないものに対して、没収をすることができない場合に、没収の代わりに一定の金額を国庫に納付させる命令をいう<sup>66)</sup>。

また、台湾にも日本の行政罰に相当する概念として〔行政罰〕という言葉が存在するが、以下のように論者によってその定義は大きく異なる。まず、〔行政罰〕を日本の行政罰の意味に捉える説（以下、これをA説という）がある。A説の立場からは、〔行政罰〕は、その性質に応じて〔行政刑罰〕と〔秩序罰〕に分けることができるとする<sup>67)</sup>。また、〔行政刑罰〕と〔秩序罰〕に〔行政執行罰〕および〔懲戒罰〕（〔紀律罰〕と呼ぶ論者もいる）を加えた4つが〔行政罰〕であるとする論者もいる<sup>68)</sup>。A説の立場からは〔行政罰〕は、「行政上の秩序維持と国家の行政上の目的を達成するために、行政上の義務に反する者に対して行う制裁」と定義づけられる<sup>69)</sup>。

次に、〔行政罰〕を日本の秩序罰の意味に捉える説（以下、これをB説という）がある。B説の立場では、まず行政上の処罰規定（〔行政制裁〕と呼ぶ論者もいる）があり、行政上の処罰規定は、その性質に応じて〔行政刑罰〕と〔行政罰〕に分けることができるとする<sup>70)</sup>。さらに、〔行政刑罰〕と〔行政罰〕の他にも、〔執行罰〕、〔懲戒罰〕を合わせた4種が〔行政制裁〕であるとする論者もいる<sup>71)</sup>。B説での〔行政罰〕は〔秩序罰〕や〔行政秩序罰〕とも呼ばれ<sup>72)</sup>、行政主体が行政秩序を維持するために、行政法上の義務を履行しない者に、刑罰以外の制裁を加えることをいう<sup>73)</sup>。また、B説の〔行政罰〕を「行政法上の義務違反に対して刑罰に属さないもしくは懲戒処分制裁的な不利益処分」と定義づける論者もいる<sup>74)</sup>。もともとA説とB説の差異は、〔行政罰〕という言葉を広義に捉えるか狭義に捉

<sup>66)</sup> 陳・前掲注55) 303頁。

<sup>67)</sup> 林志忠『行政法（含概要）』（台湾・千華圖書出版，2004年）321頁。

<sup>68)</sup> 李惠宗『行政法要義』（台湾・元照出版，第6版，2012年）477-478頁。吳志向『行政法』（台湾・新學林，第6版，2014年）319頁。

<sup>69)</sup> 林・前掲注67) 320頁。李・前掲注68) 477-478頁。

<sup>70)</sup> 李震山『行政法導論』（台湾・三民書局，修訂7版，2007年）390頁。黃俊傑『行政法』（台湾・三民書局，修訂4版，2014年）449頁。

<sup>71)</sup> 李・前掲注70) 390頁。

<sup>72)</sup> 陳意『行政法要論』（台湾・五南出版，第5版，2013年）317頁。李・前掲注68) 466頁。黃・前掲注70) 449頁。

<sup>73)</sup> 洪家殷『行政罰法論』（台湾・五南圖書出版，増訂2版，2006年）1頁。陳・前掲注72) 317頁。

<sup>74)</sup> 林錫堯『行政罰法』（台湾・元照出版，第2版，2012年）12頁。

えるかの違いに過ぎないと、A 説および B 説の双方を論ずる者もいる<sup>75)</sup>。また、同時に行政罰法は、狭義の説（本稿がいうところの B 説）を採用しているとも述べる<sup>76)</sup>。また、A 説と B 説のどちらを採用しても、〔行政刑罰〕は、刑罰の名をもって行う制裁であり、刑事に関する不法処罰の手續によって行われる秩序維持手段とされる<sup>77)</sup>。

以下、台湾の行政罰法に則って説明するため、B 説の立場を採用して解説する。行政罰には、〔罰鍰〕、〔没入〕およびその他の行政罰がある（台湾行政罰法（中華民國行政罰法。2005 年 2 月 5 日公布。2011 年 11 月 23 日最終改正・施行）第 1 条）<sup>78)</sup>。〔罰鍰〕とは、行為者に一定額の金銭を納付することを命令することであり、金額は処分を言い渡す機関が法定の限度額内で決定する<sup>79)</sup>。〔没入〕とは、不法行為に関わった物を剥奪することをいう<sup>80)</sup>。このその他の行政罰は、行為を制限もしくは禁止する処分、資格や権利を剥奪もしくは取り消す処分、名誉に関する処分および警告性処分がある（台湾行政罰法第 2 条）。

また、行政罰法の条文上に明記はないが、別の法律で〔罰鍰〕、〔没入〕、その他の行政罰以外にも、人身の自由に対する処罰たる〔拘留〕があり、これも〔行政罰〕の一形態とする論者もいる<sup>81)</sup>。

ここまでの〔罰款〕という文言が出てきていないが、台湾に〔罰款〕という文言がないわけではない。例えば、台湾の裁判官法（〔法官法〕。2011 年 7 月 6 日公布。2012 年 7 月 5 日施行）第 50 条や地方制度法（1999 年 1 月 25 日公布。2016 年 6 月 22 日最終改正・改正法施行）第 63 条などには〔罰款〕という言葉が使われている。ここでの〔罰款〕は、「懲戒類型」の条文に書かれており、各行政機関の内部での懲戒としての金銭の没収の意味で使われていると言える。

---

75) 劉劍成（編著）『行政法大意』（台湾・東芝文化事業，第2版，2004年）298頁。林清『行政法新論』（台湾・新保成出版，2010年）459頁。呉・前掲注68）319頁。

76) 林・前掲注75）459頁。

77) 李・前掲注68）477頁。李・前掲注70）390頁。

78) 黄異『行政法總論』（台湾・三民書局，増訂5版，2006年）190頁。林・前掲注75）459頁。

79) 黄・前掲注78）190頁。

80) 黄・前掲注78）190頁。

81) 陳・前掲注72）318頁。

### Ⅲ 「罰金」、「過料」と「〔罰金〕」、「〔罰款〕」に関する考察

#### 1 日中台の刑罰の定義を総括して

Iで述べた通り、これまで中国語の「〔罰款〕」の日本語の訳語は「罰金」であると思われていた。しかし、IIで明らかになったことは、刑法上の刑罰としての「罰金」は、中国語でも「〔罰金〕」であるということである。「〔罰款〕」という言葉は、中国では「行政機関が違法行為者に対して行う一定額の金銭交付義務を科す処罰」、違う表現をすれば「刑法上の刑罰ではない金銭没収」であり、日本語では「過料」に相当すると言える。しかし、「刑法上の刑罰ではない金銭没収」は台湾では「〔罰鍰〕」と呼ばれている。そのため、この意味においては、日本語で「過料」を中国語に訳す場合には、単純に「〔罰款〕」としてはならず、中国では「〔罰款〕」、台湾では「〔罰鍰〕」としなければならない。

また、日本では行政機関内部での懲戒では降格、減給、出勤停止、叱責などがなされるが、金銭徴収をすることは一般的に行われぬ。そのため、台湾の「〔罰款〕」に相当する言葉は日本語には存在しないと言える。

以上を総括すると、法学という分野における定義を確認すると、「罰金」の訳語として「〔罰款〕」は適切ではなく、「〔罰金〕」であると言えそうである。しかし、中国では犯罪と刑罰の概念が日本や台湾とは異なっており、単純に「罰金」の訳語として「〔罰款〕」は適切ではなく、「〔罰金〕」と訳すべきであるとは言い切れない部分がある。この、中国における犯罪と刑罰の概念を含めた検討は次節で行う。

#### 2 中国における犯罪と刑罰の概念から——「グラデーショナル的法文化」の視点

日中台の犯罪や刑罰の概念を比較すると、中国のみ犯罪や刑罰の概念が異なっていると言える。IIでも述べたが日本や台湾は犯罪の定義は、一貫してレベルを表す言葉を用いていない。これに対し、中国の犯罪の定義は一貫して「犯罪分子に対して適用する権益の剥奪もしくは制限のうち最も厳しいもの」や「国家の制裁のうち、刑罰は最も厳しい制裁である」などとしており、「最も厳しい」というレベルを表す言葉が用いられている。これについては、既に指摘されている「グラデーショナル的法文化」と呼ばれる発想の表れと言える。グラデーショナル的法文化とは、以下のように説明がなされる。「社会危害性を帯びた行為がすべて

犯罪となるだけでなく、それが一定の程度に達したときにはじめて刑事可罰性を獲得するとされる。刑事罰を科すまでには至らない社会危害性ある行為には治安管理処罰などの行政的処罰が科されることになる。それよりさらに社会危害性がちいさければ民事の領域に属することになる。興味深いのは、中国では紛争が激化することによって民事紛争が行政事件へ、そして刑事事件へと転化することである。……このように紛争と制裁は、民事、行政、刑事という3種類のグレードに分かれているが、それらは性質を異にする別々の存在ではなく、グラデーション上に一直線上に並んでいると観念されているのである<sup>82)</sup>。つまり、日本や台湾では、刑法上の刑罰と行政法上の秩序罰（台湾では〔行政罰〕）を明確に別の概念として捉えるのに対し、グラデーション的法文化という発想を持つ中国では刑法上の刑罰と行政法上の〔行政処罰〕は単なる濃淡の差に過ぎないということである。

このグラデーション的法文化の発想を明確に採用することを示しているのが、中国刑法第37条である。中国刑法第37条は以下のように規定する。「犯罪の情状が軽微であり、刑を科する必要がないときは、刑事処罰を免除することができる。ただし、それぞれの事件の状況に基づいて、訓戒を与え、改悛の制約、謝罪の表明もしくは損害賠償を命じ、または主管部門により行政処罰もしくは行政処分が付することができる<sup>83)</sup>。この条文は、「犯罪であっても軽微な場合は、刑罰ではなく行政処罰で処分することができる」と述べている。中国では、犯罪であっても処罰の必要性が高くない場合には（国家の制裁のうち、最も厳しい制裁である刑罰までを科す必要のない犯罪の場合には）〔行政処罰〕で処分がなされるということである。Iで挙げた中国人民銀行法第42条、中国民法通則第49条、中国労働法第101条もグラデーション的法文化の発想の具体的規定と言える。

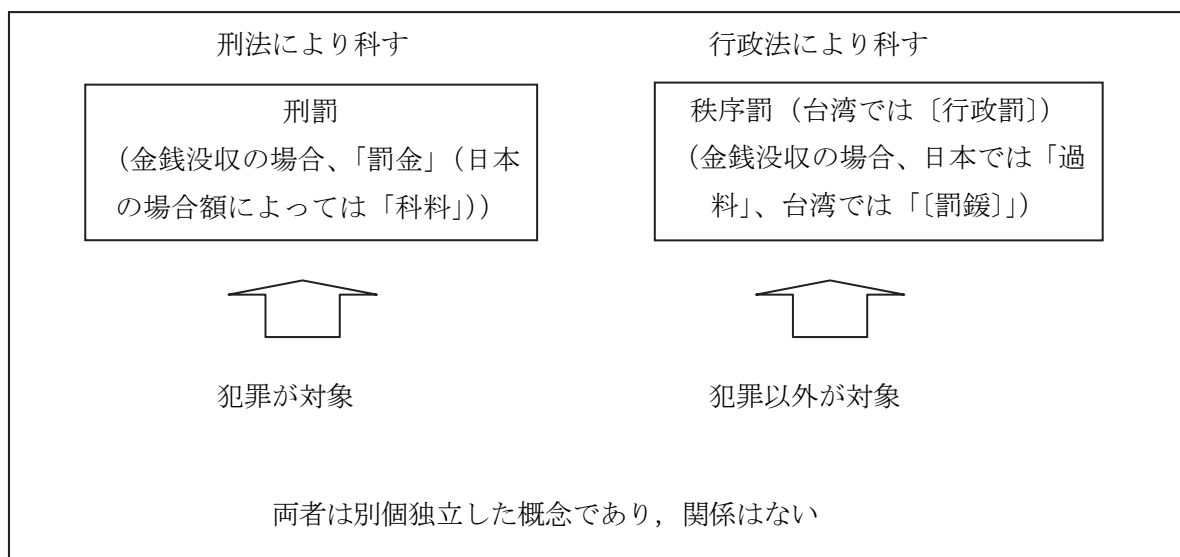
以上から、確かに「刑法上の罰金」という文脈での「〔罰金〕」の日本語の訳語は「罰金」となるが、「犯罪に対する処罰としての罰金」という文脈では、日本語の「罰金」の訳語は中国では「刑法上の〔罰金〕もしくは行政法上の〔行政処罰〕としての〔罰款〕」となるのである。日中台における刑罰と秩序罰（中国では

<sup>82)</sup> 鈴木賢「中国法の思考様式—グラデーション的法文化—」アジア法学会（編）、安田信之、孝忠延夫（編集代表）『アジア法研究の新たな地平』（成文堂、2006年）329頁。また、宇田川幸則「市民と行政の関係の中国的特質に関する初歩的考察—中国国家賠償訴訟の分析をつうじて」『關西大學法學論集』（65巻4、5号）2006年、600頁も同趣旨。

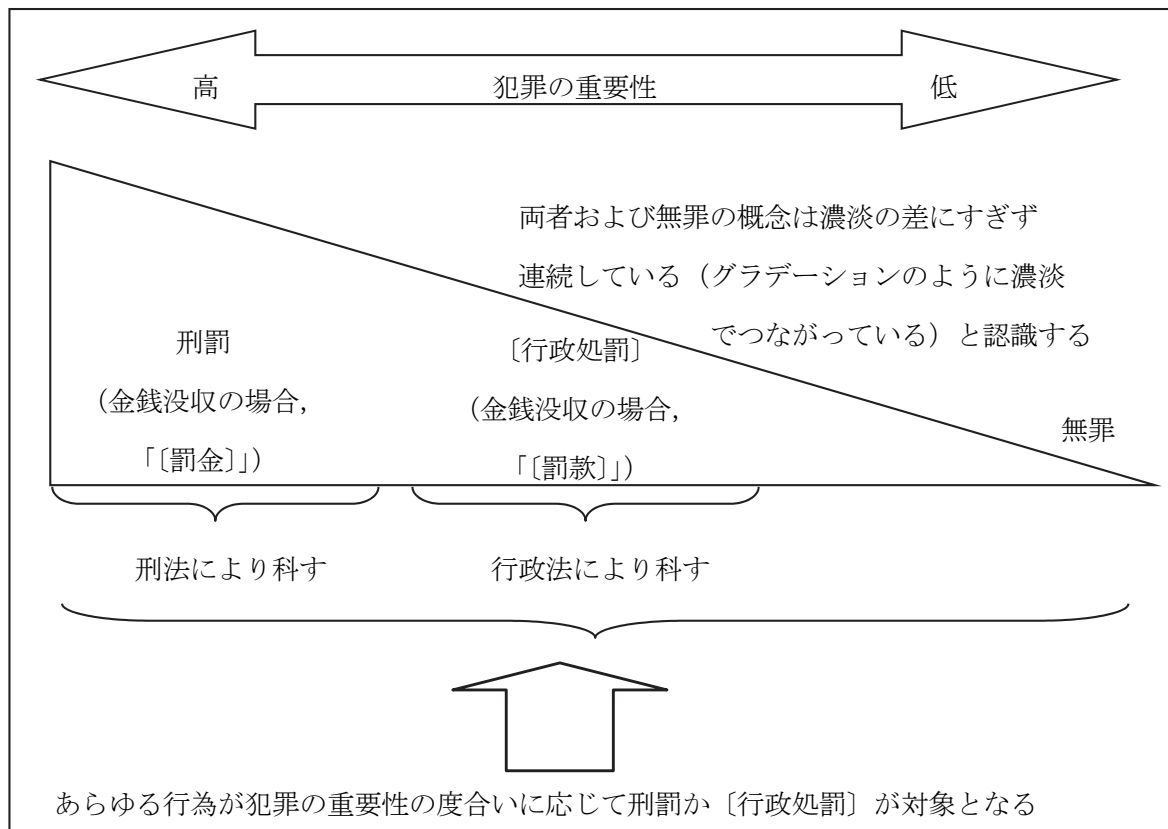
<sup>83)</sup> 当該訳は甲斐克則＝劉建利『中華人民共和國刑法』（成文堂、2011年）81頁を参照した。

〔行政処罰〕、台湾では〔行政罰〕の構成を図示したのが（図1）および（図2）であるが、この図示のように中国では、犯罪の重要性が中程度の場合、犯罪が〔行政処罰〕で処分されることがあるからである。

（図1）日本や台湾における刑罰と行政罰（〔行政罰〕）の構成



（図2）中国における刑罰と〔行政処罰〕の構成



### IV 結びにかえて

これまでの議論を総括すると、日本語の「罰金」など語に対する訳語は(図3)のようにまとめることができよう。

(図3)「罰金」などの言葉に対する訳語のまとめ

		訳した後の語			
		日本語	中国の中国語	台湾の中国語	
訳 の 元 と な る 語	日 本 語	罰金		[罰金]	
		科料			
		過料			<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政罰の対象としてという文脈においては「[罰款]」</li> <li>・ある行為に対する制裁という文脈においては「[罰金] もしくは [罰款]」</li> </ul>
	中 国 の 中 国 語	[罰金]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1万円以上の場合, 「罰金」</li> <li>・1万円未満の場合「科料」</li> </ul>		[罰金]
		[罰款]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・[行政処罰]の対象としてという文脈においては「過料」</li> <li>・ある行為に対する制</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・[行政処罰]の対象としてという文脈においては「[罰鍰]」</li> </ul>



			裁という文脈においては「罰金, 科料もしくは過料」		・ある行為に対する制裁という文脈においては「[罰金]もしくは[罰鍰]」
台湾の中国語	[罰金]	・1万円以上の場合, 「罰金」 ・1万円未満の場合「科料」		・刑罰の対象としてという文脈においては「[罰金]」 ・犯罪に対する制裁という文脈においては「[罰金]もしくは[罰款]」	
	[罰鍰]	過料		・[行政罰]の対象としてという文脈においては「[罰款]」 ・ある行為に対する制裁という文脈においては「[罰金]もしくは[罰款]」	
	[罰款]	(対応する言葉なし)	(対応する言葉なし)		

以上より, 少なくとも「罰金」の訳語を「[罰款]」とすることは誤りであると言える。もちろん, 中国における刑罰の構成が日本や台湾と異なるということは, 相当程度の比較法の知識が必要なわけで, 従来は訳語に反映されていなくても仕方のないことであったとも言える。しかし, 従来であっても中国刑法上に「[罰款]」という言葉が全く存在しないことを考慮せず, 「罰金」を「[罰款]」であると捉えてきたことについては, 批判されなければならない。中国の犯罪の構成が日本や台湾と異なるということを置いておいても, 刑法上の「罰金」に対応する中国語は中国, 台湾ともに「[罰金]」である。

本稿では, 刑法上の語のみに着目しても, 日本語の「罰金」は中国語では「[罰款]」ではなく「[罰金]」であり, 犯罪の構成にも着目すれば, 「犯罪に対する制裁」という文脈においては, 「[罰金]」とも「[罰款]」とも訳せるということ

示した。「言語が変われば、一つ一つの語句の守備範囲が違います」と言われる通りなのである<sup>84)</sup>。例えば、本稿では主に「罰金」および「[罰款]」のみに着目したが、本稿が述べてきた内容にもまだ以下のような訳語の問題がある。日本の有期懲役の期間は、1ヶ月以上20年以下であり、中国の〔有期徒刑〕の期間は、原則として6ヶ月以上15年以下で例外的に20年以下とすることができ、台湾の〔有期徒刑〕の期間は、原則として2ヶ月以上15年以下で例外的に20年まで行うことができるという意味で、その全てが期間を含めた厳密な定義は異なっている。さらに、一見すると日本語の「行政罰」は、中国の「〔行政刑罰〕」、台湾の「〔行政罰〕」にも対応しそうである。しかし、IIで示したように、日本の「行政罰」は、刑法上の刑罰を行政法によって科す「行政刑罰」を含む概念であり、犯罪を構成しない場合に行政機関が行う制裁と位置付ける中国の〔行政刑罰〕や、台湾行政罰法上「刑罰に属さないもしくは懲戒処分 of 制裁的な不利益処分」と捉えられている台湾の〔行政罰〕とは異なる概念である。このように、刑罰の定義なども明確にすると本稿が解決すべき問題としていた「罰金」の訳語は「[罰款]」か否かという問題以外にも訳語に関して多くの問題があるように思われる。もっとも、懲役の期間の違いのみで異なる訳語を探るという作業にはあまり意味はないであろう。しかし、本稿が取り上げた「罰金」と「[罰款]」という問題については、中国および台湾には刑法上「[罰款]」という文言が存在しないという点は大きな点であり、見逃してはいけない点であると考えられる。法律実務で外国法に携わる者は本稿が示した内容にも注意しなければならない。また、それだけでなく、本稿によって、中国語の「[罰款]」の日本語の訳語を「罰金」とすることが見直され、辞書の書き換えなどの議論が起これば、筆者としては望外の喜びである。

---

<sup>84)</sup> 斎藤兆史『翻訳の作法』（東京大学出版会，2007年）29頁。